

前金	部分払
無	一回

平成29年度営久生補第1-27号
津市久居北口文化会館耐震補強計画業務委託

業務場所	津市 久居北口町 地内					
業務期間	平成29年11月30日まで					
業務概要	耐震補強計画業務 一式 津市久居北口文化会館 鉄骨造平家建 延面積 226 m ²					
部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

特記仕様書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

【建築士法第24条の7及び8に関する事項】

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

また、契約を締結したときは、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。

＜名札の例＞

写 真	調査技術者
2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	件名 ○○○○○業務委託
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	社名 ○○○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかつた場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

耐震補強計画業務委託仕様書

1 業務委託の名称

平成29年度営久生補第1-27号

津市久居北口文化会館耐震補強計画業務委託

2 施設の場所

津市 久居北口町 地内

3 施設の概要

- | | |
|----------|--------------------|
| ① 構 造 | 鉄骨造 |
| ② 階 数 | 平家建 |
| ③ 延面積 | 226 m ² |
| ④ 建設年度 | 昭和55年 |
| ⑤ 補強計画方向 | X, Y方向 |

4 業務内容

耐震補強計画業務

5 耐震補強計画の目標及び方針

- (1) 構造耐震判定指標 I_{s0} (0.6)を補強後の構造耐震指標 R_{IS} が上回るようにする。
- (2) 保有水平耐力に係わる指標(q)が1.0を上回るようにする。
- (3) 立面的及び平面的に剛性と重量の偏りがないようにする。

6 報告書の作成

- (1) 補強計画の判定書(第3者機関に諮ったものとする。)

※第3者機関とは(財)日本建築防災協会に事務局をおく全国ネットワーク委員会の会員とする。

- (2) 現況建物の概要
- (3) 補強計画の方針
- (4) 補強計画結果の概要
- (5) 補強後の建物の性質
- (6) 総合所見
- (7) 補強工事費概算書
- (8) 工法比較表
- (9) 工程表
- (10) 打合わせ記録
- (11) その他必要事項
- (12) 添付図面

位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、軸組図、その他必要図面

7 提出書類

- (1) 耐震補強計画報告書（A4版左綴じ製本） 2部
- (2) 補強計画の際、耐震補強プログラムを使用した場合は、入力データの出力表及び入力データを記録したCD-R等を報告書に添付すること。
- (3) 本業務で作成した図面のCADデータ（JWCADデータ）

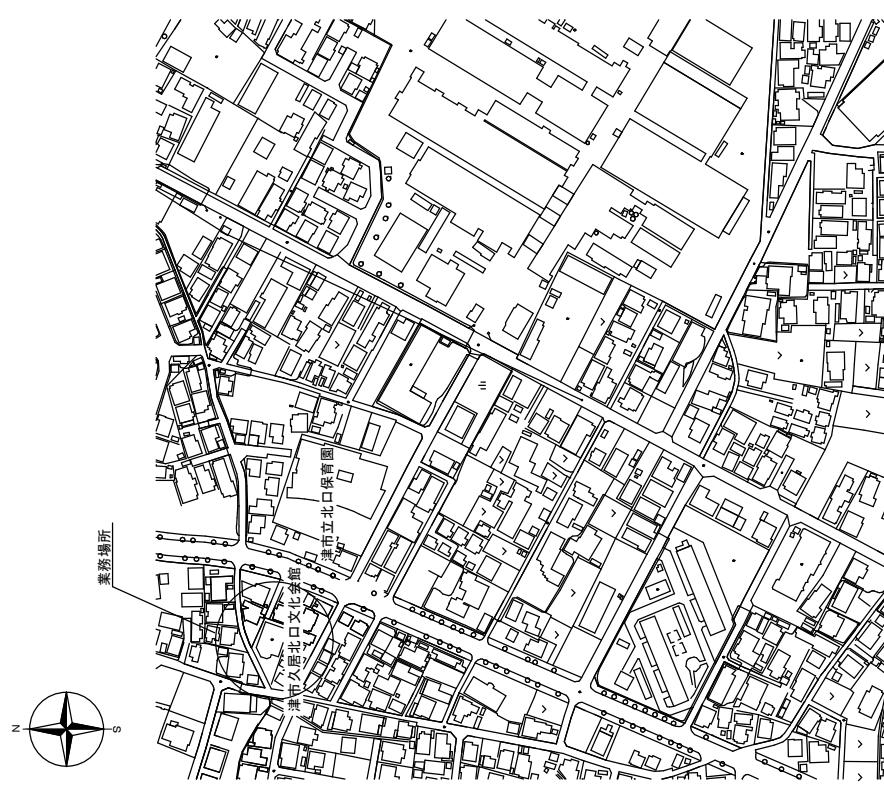
8 貸出図書

既に実施された耐震診断調査報告書（写し）

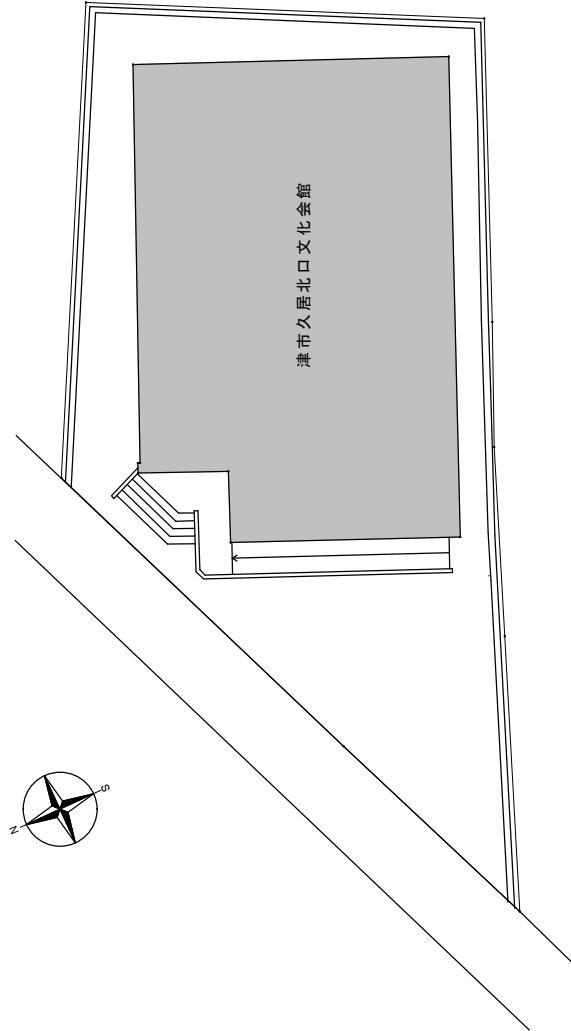
9 その他

- (1) 補強計画は、以下に準拠すること。
 - ・既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針（財団法人日本建築防災協会発行）
 - ・既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例（財団法人日本建築防災協会発行）
 - ・屋内運動場等の耐震性能診断基準（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (2) 業務着手に先立ち業務日程等の業務計画書を提出すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (4) 業務着手時及び概ね10日に1回程度の時期において、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果について、受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (5) 耐震補強計画は、原則として耐震補強プログラムを使用するものとし、使用ソフトについては、係員の承諾を得ること。
- (6) 設計図書と建物の現況との照合については、原則として発注者立ち会いのうえ行うこと。
- (7) この仕様書に明記されていない事項が発生したときは、発注者と協議をして定めること。
- (8) 建築非構造部材（天井等）、建築設備（照明等）についても耐震調査を行い、必要に応じて改修計画案を提出すること。
 - （点検歩廊等から目視が可能な範囲で撮影し、既存の部材等の撤去を要しない範囲で記録して調査を行うこと。）
- (9) 工法選定については、三工法以上の比較表を作成し、発注者と検討協議のうえ決定するものとする。また、工法は原則として、一般的に施工可能なものとし、作業日程表作成にあたっては、検討、協議の日数を考慮すること。
- (10) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における、計画の認定が必要な場合は、申請書類を作成し、提出すること。
- (11) 業務終了後も、本業務内容に対して責任を負うこと。
- (12) 成果品及びその版権は全て発注者の所有とし、発注者の書面による承諾を得ないで他に公表貸与又は使用してはならない。

津市久居北口文化会館



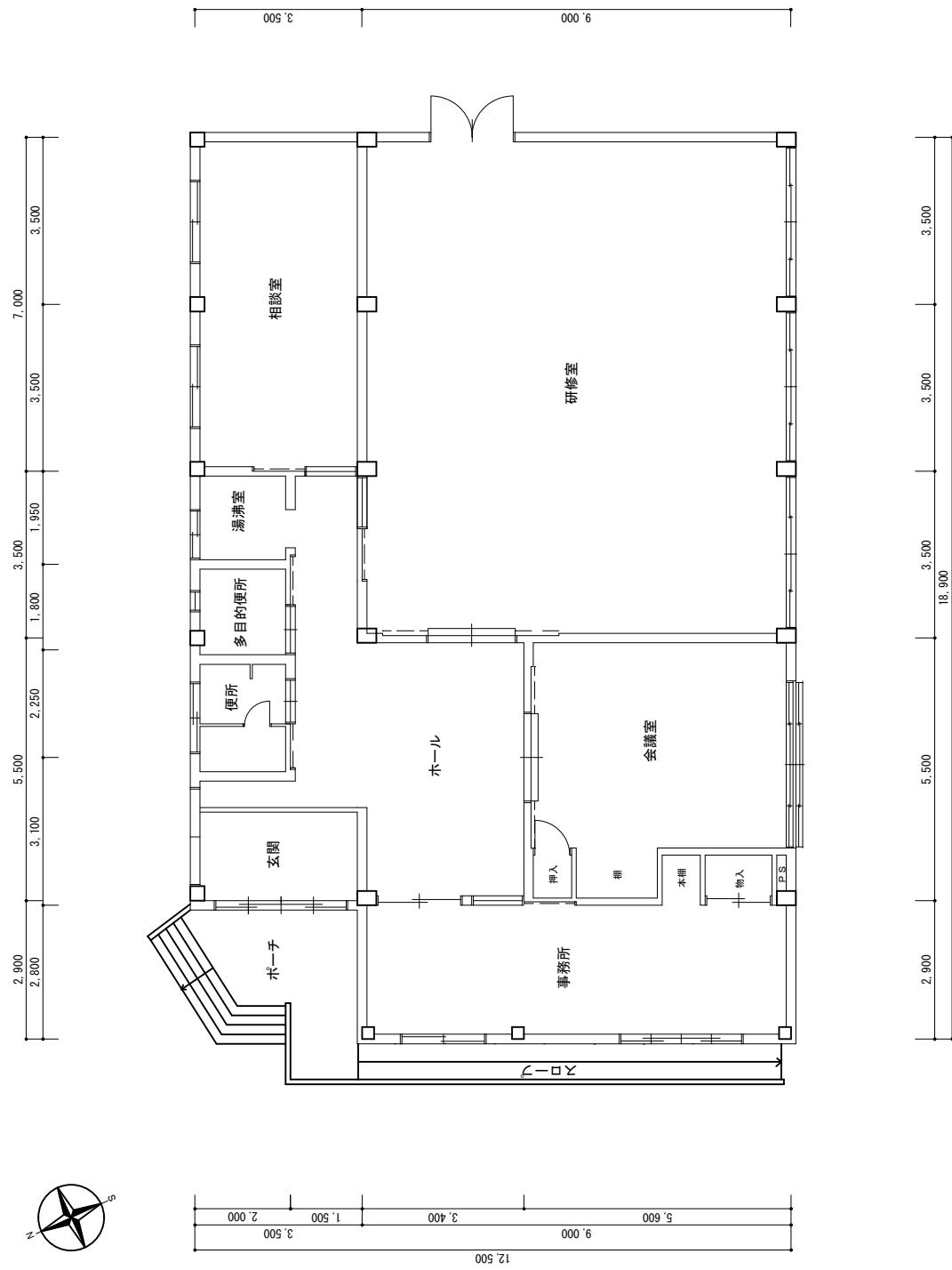
位置図



配置図

■: 補強計画建物

津市久居北口文化会館



平面圖